

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	土木部 道路維持課	
不利益処分名	工事原因者に対する工事施行命令	
根 拠 法 令	道路法	
根 拠 条 項	第22条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5337)	
処 分 基 準	基 準	<p>道路法 (工事原因者に対する工事施行命令等) 第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、又は準用される河川の河川工事(以下「河川工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事については、同法第19条の規定は、適用しない。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)